

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成18年1月12日(2006.1.12)

【公表番号】特表2005-512210(P2005-512210A)

【公表日】平成17年4月28日(2005.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-017

【出願番号】特願2003-550468(P2003-550468)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 13/00 520 B

【手続補正書】

【提出日】平成17年11月16日(2005.11.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

機器とサービスとの間でセッションを実行する方法であって、コンピュータによって実現される以下のステップを含み、前記以下のステップは、

クライアント機器から送られた第1のメッセージを中間物で受信するステップと、前記第1のメッセージに応答して、前記中間物が第2のメッセージを前記サービスに送信するステップと、

前記第2のメッセージに応答する第3のメッセージを前記中間物で受信するステップと、

前記第3のメッセージに応答して、

(a) 前記第3のメッセージに含まれたコンテキスト情報、および

(b) 前記コンテキスト情報と、前記コンテキスト情報を含まない第4のメッセージについての内容とを関連付ける相関情報を

前記中間物で記憶するステップと、

前記第4のメッセージを前記クライアント機器に送信するステップとを含む、方法。

【請求項2】

前記コンテキスト情報は、ハイパーリンクを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第4のメッセージについての前記内容は、参照番号を有するメニューを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記サービスについてのサービスアドレスは、前記第1のメッセージと関連する送信先アドレスから少なくとも部分的に決定され、前記サービスについての前記サービスアドレスを、前記第1のメッセージと関連する前記送信先アドレスから少なくとも部分的に決定するステップを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記送信先アドレスはサイトワイドアドレスを含み、前記サービスアドレスを決定するステップは、前記サイトワイドアドレスに前記第1のメッセージと関連するショートネームを足したものに少なくとも部分的に基づいて、前記サービスアドレスを決定するステップを含む、請求項4に記載の方法。

【請求項 6】

前記送信先アドレスはサービスレベルアドレスを含み、前記サービスアドレスを決定するステップは、前記サービスレベルアドレスに少なくとも部分的に基づいて、前記サービスアドレスを決定するステップを含む、請求項 4 に記載の方法。

【請求項 7】

前記送信先アドレスは電話番号であり、前記サービスアドレスを決定するステップは、前記電話番号に少なくとも部分的に基づいて、前記サービスアドレスを決定するステップを含む、請求項 4 に記載の方法。

【請求項 8】

アプリケーションマッピングが維持され、前記アプリケーションマッピングは、前記送信先アドレスを、前記送信先アドレスを聴取する前記中間物にマッピングする少なくとも 1 つのエントリを含み、前記第 1 のメッセージを受信するステップは、前記中間物の場所を判断するために前記アプリケーションマッピングを用いて、前記第 1 のメッセージを前記中間物で受信するステップを含む、請求項 4 に記載の方法。

【請求項 9】

サービスマッピングが維持され、前記サービスマッピングは前記送信先アドレスを前記サービスにマッピングする少なくとも 1 つのエントリを含み、前記サービスアドレスは前記エントリに少なくとも部分的に基づいており、前記第 2 のメッセージを送信するステップは、前記エントリに少なくとも部分的に基づいた前記サービスアドレスの前記サービスに、前記第 2 のメッセージを送信するステップを含む、請求項 4 に記載の方法。

【請求項 10】

サービスマッピングが維持され、前記サービスマッピングは、前記送信先アドレスに前記第 1 のメッセージからのショートネームを足したものを、前記サービスにマッピングする少なくとも 1 つのエントリを含み、前記サービスアドレスは前記エントリに少なくとも部分的に基づいており、前記第 2 のメッセージを送信するステップは、前記エントリに少なくとも部分的に基づいた前記サービスアドレスの前記サービスに、前記第 2 のメッセージを送信するステップを含む、請求項 4 に記載の方法。

【請求項 11】

前記第 1 のメッセージは命令を含み、前記第 2 のメッセージを前記サービスに送信するステップは、前記命令を示す前記第 2 のメッセージを作成するステップを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 12】

前記第 1 のメッセージを受信するステップはプロトコルハンドラによって実行され、前記第 1 のメッセージから送信先アドレスおよび命令を抽出するステップと、前記送信先アドレスに少なくとも部分的に基づいて前記中間物のアドレスを決定するステップと、

前記送信先アドレスおよび前記命令を前記中間物に送信するステップとをさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 13】

前記プロトコルハンドラは e メールプロトコルハンドラであり、前記抽出するステップは前記 e メールプロトコルハンドラによって実行される、請求項 1 2 に記載の方法。

【請求項 14】

前記プロトコルハンドラは S M S プロトコルハンドラであり、前記抽出するステップは前記 S M S プロトコルハンドラによって実行される、請求項 1 2 に記載の方法。

【請求項 15】

前記第 2 のメッセージは H T T P で送信される、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 16】

前記第 2 のメッセージは Java (登録商標) A P I で送信される、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 17】

前記第2のメッセージを前記サービスに送信するステップは、インターネットサービスプロバイダで実行される、請求項1に記載の方法。

【請求項18】

前記メニューの前記参照番号からの1つの参照番号の選択を含む、前記クライアント機器からの第5のメッセージを、前記中間物で受信するステップと、

前記1つの参照番号を含むセッションコンテキストを前記中間物で維持するステップとをさらに含む、請求項3に記載の方法。

【請求項19】

前記セッションコンテキストは状態機械で維持され、前記維持するステップは、前記セッションコンテキストを前記状態機械で維持するステップを含む、請求項18に記載の方法。

【請求項20】

セッションがいつ開始するかを判断するために前記機器の機器IDが使用され、前記第1のメッセージを前記中間物で受信するステップは、前記中間物が前記第1のメッセージと関連する前記機器IDを初めて検出したときに、前記セッションを開始するステップを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項21】

セッションがいつ終了するかを判断するためにタイマが使用され、前記タイマが終了したときに前記セッションを終了させるステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項22】

セッションは、タイマの終了またはユーザのメニューツリーからの退出の早い方で終了し、前記タイマの終了または前記ユーザの前記メニューツリーからの退出の早い方で前記セッションを終了させるステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項23】

機器とサービスとの間でセッションを実行するための命令の1つ以上のシーケンスを保持するコンピュータ読み取り可能な媒体であって、1つ以上のプロセッサによる、命令の1つ以上のシーケンスの実行は、1つ以上のプロセッサに以下のステップを実行させ、前記以下のステップは、

クライアント機器から送られた第1のメッセージを中間物で受信するステップと、

前記第1のメッセージに応答して、前記中間物が第2のメッセージを前記サービスに送信するステップと、

前記第2のメッセージに応答する第3のメッセージを前記中間物で受信するステップと、

前記第3のメッセージに応答して、

(a) 前記第3のメッセージに含まれたコンテキスト情報、および

(b) 前記コンテキスト情報と、前記コンテキスト情報を含まない第4のメッセージについての内容とを関連付ける相関情報を

前記中間物で記憶するステップと、

前記第4のメッセージを前記クライアント機器に送信するステップとを含む、コンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項24】

前記コンテキスト情報は、ハイパーリンクを含む、請求項23に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項25】

前記第4のメッセージについての前記内容は、参照番号を有するメニューを含む、請求項23に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項26】

前記サービスについてのサービスアドレスは、前記第1のメッセージと関連する送信先アドレスから少なくとも部分的に決定され、前記サービスについての前記サービスアドレスを、前記第1のメッセージと関連する前記送信先アドレスから少なくとも部分的に決定

するステップを含む、請求項2_3に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 2_7】

前記送信先アドレスはサイトワイドアドレスを含み、前記サービスアドレスを決定するステップは、前記サイトワイドアドレスに前記第1のメッセージと関連するショートネームを足したものに少なくとも部分的に基づいて、前記サービスアドレスを決定するステップを含む、請求項2_6に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 2_8】

前記送信先アドレスはサービスレベルアドレスを含み、前記サービスアドレスを決定するステップは、前記サービスレベルアドレスに少なくとも部分的に基づいて、前記サービスアドレスを決定するステップを含む、請求項2_6に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 2_9】

前記送信先アドレスは電話番号であり、前記サービスアドレスを決定するステップは、前記電話番号に少なくとも部分的に基づいて、前記サービスアドレスを決定するステップを含む、請求項2_6に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 3_0】

アプリケーションマッピングが維持され、前記アプリケーションマッピングは、前記送信先アドレスを、前記送信先アドレスを聴取する前記中間物にマッピングする少なくとも1つのエントリを含み、前記第1のメッセージを受信するステップは、前記中間物の場所を判断するために前記アプリケーションマッピングを用いて、前記第1のメッセージを前記中間物で受信するステップを含む、請求項2_6に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 3_1】

サービスマッピングが維持され、前記サービスマッピングは前記送信先アドレスを前記サービスにマッピングする少なくとも1つのエントリを含み、前記サービスアドレスは前記エントリに少なくとも部分的に基づいており、前記第2のメッセージを送信するステップは、前記エントリに少なくとも部分的に基づいた前記サービスアドレスの前記サービスに、前記第2のメッセージを送信するステップを含む、請求項2_6に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 3_2】

サービスマッピングが維持され、前記サービスマッピングは、前記送信先アドレスに前記第1のメッセージからのショートネームを足したものを、前記サービスにマッピングする少なくとも1つのエントリを含み、前記サービスアドレスは前記エントリに少なくとも部分的に基づいており、前記第2のメッセージを送信するステップは、前記エントリに少なくとも部分的に基づいた前記サービスアドレスの前記サービスに、前記第2のメッセージを送信するステップを含む、請求項2_6に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 3_3】

前記第1のメッセージは命令を含み、前記第2のメッセージを前記サービスに送信するステップは、前記命令を示す前記第2のメッセージを作成するステップを含む、請求項2_3に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 3_4】

前記第1のメッセージを受信するステップはプロトコルハンドラによって実行され、前記第1のメッセージから送信先アドレスおよび命令を抽出するステップと、前記送信先アドレスに少なくとも部分的に基づいて前記中間物のアドレスを決定するステップと、

前記送信先アドレスおよび前記命令を前記中間物に送信するステップとをさらに含む、請求項2_3に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 3_5】

前記プロトコルハンドラはeメールプロトコルハンドラであり、前記抽出するステップは前記eメールプロトコルハンドラによって実行される、請求項3_4に記載のコンピュ

タ読み取り可能な媒体。

【請求項 3 6】

前記プロトコルハンドラはSMSプロトコルハンドラであり、前記抽出するステップは前記SMSプロトコルハンドラによって実行される、請求項3_4に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 3 7】

前記第2のメッセージはHTTPで送信される、請求項2_3に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 3 8】

前記第2のメッセージはJava(登録商標)APIで送信される、請求項2_3に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 3 9】

前記第2のメッセージを前記サービスに送信するステップは、インターネットサービスプロバイダで実行される、請求項2_3に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 4 0】

命令の1つ以上のシーケンスの前記実行は、

前記メニューの前記参照番号からの1つの参照番号のクライアント選択を含む、前記クライアント機器からの第5のメッセージを、前記中間物で受信するステップと、

前記1つの参照番号を含むセッションコンテキストを前記中間物で維持するステップとをさらに含む、請求項2_5に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 4 1】

前記セッションコンテキストは状態機械で維持され、前記維持するステップは、前記セッションコンテキストを前記状態機械で維持するステップを含む、請求項4_0に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 4 2】

セッションがいつ開始するかを判断するために前記機器の機器IDが使用され、前記第1のメッセージを前記中間物で受信するステップは、前記中間物が前記第1のメッセージと関連する前記機器IDを初めて検出したときに、前記セッションを開始するステップを含む、請求項2_3に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 4 3】

セッションがいつ終了するかを判断するためにタイマが使用され、前記タイマが終了したときに前記セッションを終了させるステップをさらに含む、請求項2_3に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 4 4】

セッションは、タイマの終了またはユーザのメニューツリーからの退出の早い方で終了し、前記タイマの終了または前記ユーザの前記メニューツリーからの退出の早い方で前記セッションを終了させるステップをさらに含む、請求項2_3に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 4 5】

前記中間物は、サービスに関連するメニューツリーにおけるクライアントの位置を反映したデータを維持する、請求項1に記載の方法。

【請求項 4 6】

前記クライアント機器からの第5のメッセージを前記中間物で受信するステップと、

前記第5のメッセージに応答して、前記コンテキスト情報および前記相関情報の場所を突き止めるステップと、

第5のメッセージの内容、前記コンテキスト情報、および前記相関情報に基づいて第6のメッセージを生成するステップと、

前記第6のメッセージを前記サービスに送信するステップとをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 4 7】

前記クライアント機器は、セッションをサポートしていないプロトコルを介して前記中間物と通信する、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 4 8】

命令の 1 つ以上のシーケンスの前記実行は、

前記クライアント機器からの第 5 のメッセージを前記中間物で受信するステップと、

前記第 5 のメッセージに応答して、前記コンテキスト情報および前記相関情報の場所を突き止めるステップと、

第 5 のメッセージの内容、前記コンテキスト情報、および前記相関情報に基づいて第 6 のメッセージを生成するステップと、

前記第 6 のメッセージを前記サービスに送信するステップとをさらに含む、請求項 2 3 に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。

【請求項 4 9】

前記クライアント機器は、セッションをサポートしていないプロトコルを介して前記中間物と通信する、請求項 2 3 に記載のコンピュータ読み取り可能な媒体。